

(案)

## 石油製品売買契約書

(単価契約)

- 1 契約物件 レギュラーガソリン、灯油
- 2 契約単価 但し、10当たり単価とする。(契約単価には消費税を含む。)

品目	品質・規格	予定数量	契約単価	予定金額	備考
レギュラーガソリン	J I S 2 号	4,000 <sup>0</sup>	円	円	
灯油		100			
消費税(内税)					
計					

- 3 物件売買期間 (自) 令和7年4月1日 (至) 令和7年9月30日
- 4 物件引渡場所 直営給油所及び代行給油所渡し
- 5 契約保証金 免除する。
- 6 特約条項 別添、暴力団排除に関する特約条項のとおり

上記単価をもって別紙条件により売買契約を締結したので、その契約の成立を証するため本書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 ○月 ○日

買受人(甲) 高知県四万十市中村丸の内1707-34  
分任支出負担行為担当官  
四万十森林管理署長 増原 俊光

売渡人(乙)

## 条 件

- 第1条 この契約は単価契約であり、数量の多寡により購入予定金額に異動を生じても、乙は異議の申立を行わないものとする。
- 2 契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるときは、甲乙協議の上これを変更することができるものとする。
  - 3 前項の契約単価の変更協議は、入札書提出日直近の経済産業省資源エネルギー庁が発表する「石油製品小売市況調査（都道府県別）」の高知県の現金価格（税込）を基準とし、5.0円以上の変動が確認された場合に変更協議を行えることとする。
- 第2条 乙は売買期間中物件の引渡場所において、甲から給油伝票（甲の認定する伝票以下「伝票」という。）又は給油カードの交付を受けたときは、その指示にしたがい、物品を納付して甲の検査を受けるものとする。
- 2 乙は、伝票に給油する車両番号を給油毎に記入するものとし、記入することが困難な場合は車両番号を記載した受領書等を給油の都度発行するものとする。
  - 3 第1項の検査に合格しない物件があるときは、乙は直ちに物件の取り替えを行い、更に検査を受けるものとする。
- 第3条 契約物件の所有権は、前条により契約物件の引渡完了したとき甲に移転するものとする。
- 第4条 乙の責に帰すべき理由により、この契約履行期間中契約物件に生じた損害及び甲の所有物に与えた損害は乙の負担とする。
- 第5条 この契約による確定金額は、売買期間中第3条による所有権が甲に移転した契約物件の品目、規格ごとの数最に単価を乗じて確定するものとする。
- 第6条 甲は乙の申出により毎1ヶ月分について前条により確定した金額（以下「代金」という。）について支払をすることができる。
- 2 乙は支払を受けようとするときは、月末の確定額による正当な支払請求書へ伝票を添え翌月速やかに甲に提出するものとする。
  - 3 甲は前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。
  - 4 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）乙は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。  
ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。
- 第7条 乙はこの契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承せしむることはできないものとする。
- 第8条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として契約書に記載された予定金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- (1) 乙において、契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
  - (2) 乙の責に帰する理由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 この契約による契約解除の効果は、解除の際すでに第3条により甲に所有権が移転した契約物件に対しては及ばないものとする。
- 第9条 この契約により乙から甲に支払うべき債務があるときは、代金と相殺することができる。
- 2 前項の場合において甲の収納すべき金額が相殺額を超過するときは、乙はその超過する金額を甲の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第11条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

第13条 この契約について、甲乙両者間に紛争を生じた場合は、第三者に依頼して解決をはかるものとする。

別添

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。